

| 令和6年度第8回南部町農業委員会総会会議録 | | | | | | |
|-----------------------|---------------------------------|--------|-----|----------------|-------|-----|
| 招集年月日 | 令和6年11月12日(火) | | | | | |
| 招集場所 | 南部町役場天萬庁舎2階 大会議室 | | | | | |
| 開会時間 | 13時30分 | | | | | |
| 閉会時間 | 14時50分 | | | | | |
| 農業委員 出欠 | 番号 | 氏名 | 出・欠 | 番号 | 氏名 | 出・欠 |
| | 1番 | 市川 春樹 | 欠席 | 5番 | 井田 厚美 | 出席 |
| | 2番 | 井上 武 | 出席 | 6番 | 田邊 元史 | 出席 |
| | 3番 | 庄倉 三保子 | 出席 | 7番 | 恩田 一秀 | 出席 |
| 農地利用最適 化推進委員 出欠 | 4番 | 黒木 美由紀 | 出席 | | | |
| | 8番 | 牛田 弘則 | 出席 | 14番 | 秦野 勝仁 | 出席 |
| | 9番 | 吉次 純一郎 | 出席 | 15番 | 板 秀樹 | 出席 |
| | 10番 | 白川 透 | 出席 | 16番 | 足井 秀二 | 出席 |
| | 11番 | 松本 美樹 | 出席 | 17番 | 野口 龍馬 | 出席 |
| | 12番 | 糸田 雅樹 | 欠席 | 18番 | 山田 安身 | 出席 |
| 議事録署名委員 | 13番 | 岡田 充生 | 出席 | | | |
| | 15番 | 板 秀樹 | | 16番 | 足井 秀二 | |
| 出席吏員 | 農業委員会事務局長 亀尾 憲司 産業課主幹 前田 智恵子 | | | 農業委員会事務員 田邊 操枝 | | |
| 傍聴人 | 0人 | | | | | |

| 付議案件 | |
|------|--|
| 議案番号 | 提出議案の題目 |
| 第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について |
| 第2号 | 農用地利用集積等促進計画案の意見照会について |
| 報告事項 | (1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について |
| その他 | (1) 和6年度第9回南部町農業委員会総会日程 (2) 各地区の遊休農地パトロールまとめについて (3) 令和6年度農業委員会特別研修会について |

| | |
|------|--|
| | <p>れていたのが 町も増えるわけですが、草刈りなどはどうされるのですか。10年契約となっていて、10年経つと 歳になられますが、その辺の管理についてはどのように考えておられますか。</p> |
| 前田主幹 | <p>さんが借り受けられる農地は、 として借りられる農地です。さんはその構成員です。本年度、機構集積協力金と言う中間管理を通して借り受けされた場合の協力金を受けられると言う事で、この度、機構を通しての貸し借りが一度に出てきました。協力金を受け取る場合に、さんが所有されている農地をさんが借りることはできないので、構成員の一人であるさんがさんの農地を借りる手続きとなりました。さんの農地もさんがさんの農地も が管理していくこととなります。草刈等の管理については、 の皆さんで実施を予定されていますが、地権者さんからもご協力を頂く話をされています。</p> |
| 田邊委員 | <p>分かりました。</p> |
| 議長 | <p>事前審査の時にお聞きしましたが、 や など勝手に作っておられます。昨今は商標登録が厳しいですが、これは商標登録違反にならないのか、例外規定になるのか答えて下さい。</p> |
| 前田主幹 | <p>先日、亀尾局長と一緒に松江の 弁理士さんのところへ行き、法人格の無い団体が名称を名乗ることについて、商標の違反になるのか相談に伺いました。名前を名乗る事自体は問題ないと言う事でした。問題になるのは、お米に名前を付けて売る。商品に名前を付けて売る場合に、誰かの権利を侵害した場合は違反になるそうです。 の方たちがお米を売る時に、商品名として “ ” や “ ” という商品名で売るとは現行無いので、今のところは権利の侵害をされるという事には当たらないそうです。例えば、商品名として使ってしまった類似の商品名があった場合は、権利を侵害されたと言う警告が来てしまう場合があるという事でした。さんに確認したところ、商品名として出す事はないと言う事でしたので、商標登録の権利の侵害に当たる状態ではないと判断しています。特許庁の方で商品登録のある名称を調べてみましたが、全く同じ名称を使われているのではありません。さんに関しては という登録で売っておられる方が宮城県におられましたが、登録日が平成29年12月で、さんの設立日が平成26年3月ですので、万が一権利を侵害していると訴えられても先に名乗っていたと言えますので、損害賠償を請求されても大丈夫であろうと判断しています。</p> |
| 議長 | <p>平成26年に名乗ったと誰が認めるのですか。</p> |
| 前田主幹 | <p>弁理士さんのところへ相談に伺ったに時に、設立の際の資料があるか聞かれましたので、設立総会の資料や、 に関しては、 の調査が国の方でありまして、随時報告を行っていますので確認は取れるようになっています。</p> |
| 議長 | <p>他にございませんか。</p> |
| 庄倉委員 | <p>さんは全て新規になっていますが、今までは地権者さんが耕作をされていたのですか。</p> |
| 前田主幹 | <p>大半が作業受託で受けておられました。一部に全く新規がありますが、そこらは地権者さんが耕作されていました。</p> |
| 庄倉委員 | <p>分かりました。</p> |
| 吉次委員 | <p>さんの件ですが、前から という組織はありました。今回、機構の契約にされるのであれば、個人名ではなく、 で申請されるべきではないのですか。</p> |

| | | |
|--|------|--|
| | 前田主幹 | 農地の貸し借りが出来るのは法人格のある法人か個人になります。法人格の無い方が貸借の契約をされる場合は、現状は個人名でないと出来ません。法人格が無いので代表者の名前や構成員の名前で契約になります。 |
| | 野口委員 | の貸借期間についてお尋ねします。10年と言うのは、協力金を受ける為にはその期間でなくてははいけなかったのですか。の役員の任期が10年は普通ではあり得ません。本来ならば役員の任期の中でされた方が良いのではないかと思います。長すぎてさんやさんのご家族が困るような事はないか心配します。10年の根拠を教えてください。 |
| | 前田主幹 | 集積協力金の交付の要件に最低6年以上と言うのがあります。それを踏まえて中間管理の推奨が10年で、今回は10年でされました。 |
| | 野口委員 | は地域の合意形成が一番大事だと思います。さんに長い期間丸投げだと最初は良いけれど、周りも歳を取られていくわけですから困られないか勝手に心配しています。短い期間の方が良かったのではないかと思います。 |
| | 庄倉委員 | さんの案件は全て使用貸借ですが、収益はに入るのですか。税金はどこが払うのですか。 |
| | 前田主幹 | 収入はに入金があります。そこから生産経費を差し引いたものを地権者さんなど集落の皆さんで分配されます。臨時雇用の名はオペレーターで出ておられる主要な方です。構成員自体はもっと人数が多いです。課税については、さんは小売りをされません。JAなどの集荷される所に販売される場合は課税はありません。利益については個人に分配されるので、個人の収益に課税がされる形です。 |
| | 議長 | 米代は個人に支払われるのですか。 |
| | 前田主幹 | 年度ごとに利益を配分されます。 |
| | 牛田委員 | 草刈り作業をした賃金は個人に出ますか。 |
| | 議長 | 出るのが常識だと思います。 |
| | 庄倉委員 | 収入の分配だと毎年違う金額になります。賃料を10aいくらか決めておいた方が良くと思いました。 |
| | 前田主幹 | 賃料の考え方からは外れるかもしれませんが、の会計として年度末に利益が残ってしまうと法人格が無い団体についても課税の対象になってしまいます。利益を単年度に残す形をとると、として課税の対象となる為、それを避ける為に利益が出た分は全て配分する形を取っておられます。 |
| | 議長 | 他にございませんか。ご異議ございませんか。 |
| | 一同 | 異議なし。 |
| | 議長 | 議案第2号『農用地利用集積等促進計画案の意見照会について』に対する農業委員会の意見とすることについて、議決、承認されました。 |
| 5. 報告事項 (1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について | 議長 | 報告事項に入ります。『(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』報告をお願いします。 |
| | 局長 | 【『(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』朗読(議案書10頁)】 |
| | 議長 | お聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見等なし。)報告をおわります。 |
| 令和6年度第9回農業員会総会の日程 | 議長 | 令和6年度第9回南部町農業委員会総会は、令和6年12月10日(火)に開催します。 |
| 各地区の遊休 | 議長 | 『各地区の遊休農地パトロールまとめについて』説明をして下さい。 |

| | | |
|---------------------|----|--|
| 農地パトロールまとめについて | 局長 | 各地区で農地パトロールをして頂きました。緑判定か、赤判定か、解消されたか等、各班長さんは、最終結果を書かれた記録を12月の総会を目途に事務局まで提出をお願いします。 |
| 令和6年度農業委員会特別研修会について | 議長 | 『令和6年度農業委員会特別研修会について』説明をお願いします。 |
| | 局長 | (説明) 最終の出欠は12月の総会で確認をさせていただきます。 |
| 閉会 | 議長 | これにて令和6年度第8回南部町農業委員会総会を閉会致します。 |